

議案第98号

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の257.5」を「100分の267.5」に改める。

第2条 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改め、同項第2号中「100分の267.5」を「100分の262.5」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。